

別紙

## 被疑事実の要旨

被疑者は、

片側２車線の道路において、自家用普通乗用自動車を運転し第２車線を走行するにあたり、前方左右の安全に注意して走行する注意義務があるにもかかわらずこれを怠り、運転自転車（以下「自転車」という。）が左方歩道から進行方向道路に進入してきたにもかかわらずこれを看過し、前方約８．２メートル先に至り同自転車に気付いたものの、同自転車に自車前部を衝突させて同人頭部を自車フロントガラスに衝突させたうえ同自転車もろとも路上に転倒させ、よって、同人に外傷性くも膜下出血、顔面骨折、環軸椎亜脱臼、骨盤骨折等の多発外傷の傷害を負わせ、

病院において、同人を前記傷害により死亡させたもの。

## 不起訴処分を不当とする理由

### 第１ 著しい速度超過

１（１） 実況見分調書（以下「本調書」という。）によれば、被疑者は 運転自転車（以下「被害車」という。）が自車の進行方向前方８．２メートルの位置に至り初めて被害車に気付く、８．２メートル進行し被害車に衝突し、衝突地点からさらに５２．８メートル進行し停止した。

（２） まず、本件事故現場の道路は制限速度時速５０キロメートルとされている。

そして、被疑者は、被害車が自車の進路に進行してきたことに気付いた時点で急制動をしたと考えられ、被疑者が被害車に気付く急制動をし、停止した地点までの距離は６１メートルとなり、一般に乾燥路面（本件事故当時の天候は晴）で６１メートルの停止距離を要する速度

は、時速８５乃至９０キロメートルとされていることから

）被疑者は制限速

度を時速３０キロメートル以上も超過し、被害車に衝突したと考えられる。

- ２ 被疑者が上記速度で自車を進行させていたことは、被疑車の前部ボンネットが凸型に大きく変形しフロントガラスに凹損を生じ半面にわたり破損しているという損傷状態の大きさや、被害者を１９．５メートル、被害車を３０．９メートル、それぞれ衝突地点から跳ね飛ばしたという衝撃の大きさからも容易に裏付けられる。
- ３ 以上より、被疑者の制限速度超過違反の程度は著しく、運転態様は極めて悪質である。

## 第２ 前方左方注視義務違反の甚大性

- １ 本件事故現場道路は、片側２車線の直線道路であり、車両の交通量も少なく、被疑者から見て、被害車の進路である前方及び左方の見通しは極めて良好であった。

本調書によれば、実際に被疑者は左前方４７．１メートルの地点の歩道上を走行する被害車を、衝突地点手前６３．５メートル手前で現認した。

そして、被疑者は被害車をいったん現認した後、被害車が左方歩道から道路上に進入し、第１車線を横断し、自車の進行先である第２車線に至るまでの間、被害車に全く気付くことなく５５．３メートルもの距離を進行し、自車前方８．２メートルの距離に至って初めて被害車に気付いたのである。

- ２ 他方、被害者は の高齢者であり自転車をこぐ速度はゆっくりであり急な飛び出しをすることは考えにくし、本件事故は幅員４．１メートルの歩道があり歩道から路側帯を含め中央分離帯中央部まで概ね８．２メートルの距離を有する十分な幅員をもつ片側２車線の第２車線上で生じたものであるから、被害者が道路上に進出してから第２車線に至るまでは相当の時間がかかったと考えられる。

加えて、被疑者は被害車のほぼ真横に自車の前部正中部を衝突させた

（ 写真撮影報告書、突合画像）。



## 第6 まとめ

以上のとおり、本件は自動車の運転者に求められる極めて基本的な注意義務を著しく違反し、生じさせた結果も極めて甚大であり、本件を不起訴とすることは社会的相当性や妥当性に著しく反し、社会的正義を欠くことは明らかである。

また、万が一、本書第1及び第2記載の注意義務違反を認める証拠が十分でないとしたら、本件の捜査は十分尽くされていない。

したがって、申立人は、本件の不起訴処分に対し、起訴相当もしくは不起訴不当との決議を求めるものである。

以上